

広域的景観の保全及び創出に関する方針（景域マスタープラン） の策定について

都市計画課美しい宮崎づくり推進室

1 概要

本県では、美しい宮崎づくり推進条例を制定し、地域固有の景観を県民共有の財産として、守り、創り出し、生かしていく取組を推進している。

良好な景観の形成にあたっては、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、各市町村が景観行政団体としてその中心的役割を担っている。

一方、本県には、緑豊かな山々や清らかな河川景観、変化に富んだ海岸線の景観、歴史や文化によって形づくられた田園景観など、市町村の区域あるいは県境を越えて広がる広域的景観も存在しており、また、近年は、霧島ジオパークや祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産等の認定を契機に広域的な景観への関心が高まっている。

そこで、県は、各市町村が広域的景観づくりに連携して取り組めるよう、広域的景観の保全及び創出に関する方針（景域マスタープラン）を策定し、市町村間の調整や市町村に対する技術的な助言、情報の提供などの支援を行う。

2 方針の内容

○ 景域の設定

地理的、生態的、歴史的、文化的に同様な特徴があり、市町村の区域あるいは県境を越えて広がる一定のエリア（景域）を設定し、連携を図るべき区域を明らかにする。

○ 広域的景観形成の基本方針

景域内の市町村が連携した広域的景観づくりの方向性を示す。

3 策定の効果

- 魅力ある広域的景観が県民共有の財産として再認識される。
- 景観計画を活かした統一感のある広域的景観づくりが図られる。
- 良好な広域的景観づくりにより観光地の魅力がさらに向上する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年	7月～	8月	第1回有識者会議、市町村意見交換
	10月～	11月	パブリックコメント
	11月～	12月	第2回有識者会議
令和2年	2月		推進本部会議
	3月		景域マスタープランの公表

景域マスタープランの策定イメージ

宮崎県

美しい宮崎づくり推進条例

広域的景観の保全及び創出に関する方針(景域マスタープラン)

- 景域の設定
- 広域的景観形成の基本方針 など

広域調整・支援

景域

地理的、生態的、歴史的、文化的に同様な特徴があり、市町村の区域あるいは県境を越えて広がる一定のエリア

- 魅力ある広域的景観が県民共有の財産として再認識
- 景観計画を活用した統一感のある広域的景観づくり

A市
景観計画

B町
景観計画

C村
景観計画

行為の制限（建築物又は工作物の色彩や高さ等）などの調整・連携

- 良好な広域的景観づくりによる観光地のさらなる魅力向上



霧島ジオパーク



日南海岸国定公園



高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産

良好な広域的景観のイメージ